## 介護職員等特定処遇改善加算 算定要件等チェックリスト

## <定義>

a: 経験・技能のある介護職員 b: aを除く介護職員 c: 介護職員以外の職員

現行加算:介護職員処遇改善加算 特定加算:介護職員等特定処遇改善加算

		算定要件等	チェック	
(1)	1			
		賃金改善所要見込額が当該加算算定見込額を上回っている		
	(—)	aのうち1人(以上)(複数の事業所を一括して届け出る場合は事業所数(以上)) は賃金改善所要見込額が月額平均8万円以上(現行加算額除く)又は賃金改 善後の賃金見込額が年額440万円以上(現行加算額含む)である		
		(当該加算算定見込額が少額等の理由により困難な場合はこの限りでないが、 その場合は、合理的な説明が必要)	□ 説明資料添付 (添付書類R1-1)	
		(※aに現に年額440万円以上の者がいる場合は、新たに賃金改善額 が月額平均8万円以上等の者を設定しないことも可)	口 aに現に年額440万 円以上の者がいる	
	(二)	aの賃金改善所要見込額の平均がbの賃金改善所要見込額の平均の2倍以上	□2倍以上 □b支給なし (※いずれか)	
	(三)	bの賃金改善所要見込額の平均がcの賃金改善所要見込額の平均の2倍以上	□2倍以上 □c支給なし (※いずれか)	
		(cの平均賃金額がbの平均賃金額を上回らない場合はその限りでない)	□上回らない (bはcの2倍以上で ない)	
	(四)	cの賃金改善後の賃金見込額が年額440万円を上回らない	□上回らない □c支給なし (※いずれか)	
(2)	1	護職員等特定処遇改善加算計画書を作成し全ての職員に周知し指定権者に届け出る		
		計画書を作成し指定権者に届出		
		全ての職員に周知(文書通知、掲示、回覧、メールなど)		
		複数の事業所を一括して届け出る場合、該当する全ての指定権者に届け出て いる	□届け出ている □複数でない (※いずれか)	
(3)	4	寺定加算の算定額に相当する賃金改善を実施		
		(ただし経営悪化等により事業継続が困難な場合、事業継続を図るために やむをえず職員の賃金水準を見直した場合は、その内容を指定権者に届け出 る)	□ 特別事情届出書	
(4)	5	実績報告	口行う	
(5)	+	ナービス提供体制強化加算の最上位区分を算定している(特定加算(I)のみ)		
		訪問介護は特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)		
		特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護はサービス 提供体制強化加算(I)イ又は入居継続支援加算		
		介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設はサービス提供体制強化加算(I)イ又は日常生活継続支援加算		
(6)	Į	見行加算の(I)から(Ⅲ)のいずれかを算定している(特定加算と同時提出も含む)	□ I □ II □ II (※いずれか)	

(7)		号環境等要件の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」 区分ごとに1以上の取組を行っている	□「資質の向上」 □「労働環境・ 処遇の改善」 □「その他」
			(※3つ全て)
(8)	特定加算に基づく取組をホームページ等により公表(2020(令和2)年度からの算定要件)		
		介護サービス情報公表制度で取得状況を報告 (当該公表制度対象外事業者は事業所のホームページ等で公表)	□公表している □公表予定(2020~) (※いずれか)
		賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載	□記載している □記載予定(2020~) (※いずれか)
(9)	「経	験・技能のある介護職員」の設定基準の考え方を計画書(実績報告書)に記載	
(10)		抵様式2の「初めて特定加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額」は、 <u>令</u> 日年度に特定加算を算定開始する場合、平成30年度の賃金の総額になってい 、。	
(11)	特定	E加算の見込額算出に当たっては、現行加算を除いて加算率を乗じているか	